

セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

【第 133 回企業会計基準委員会の検討のポイント】

第 133 回企業会計基準委員会では、「セグメント情報及び関連情報等の開示に関する会計基準（案）」及び「同適用指針（案）」の全般について、ご審議を頂きたいと考えておりますが、事務局からは次の 4 点を中心にご説明させて頂きたいと考えております。

1. セグメント情報の開示にあたっての重要性の取扱い
（会計基準（案）第 19 項及び第 20 項、第 49 項、第 71 項）
2. 合理的な基準による配分
（適用指針（案）第 11 項、第 26 項）
3. 適用時期等
（会計基準（案）第 32 項から第 34 項、第 88 項及び第 89 項）
4. 設 例

以 上